

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度 (%)	今後(令和3年度以降)の実施計画	令和3年度実施状況	令和3年度実施状況に関する担当課の評価	達成度 (%)	今後(令和4年度以降)の実施計画
重点施策1 子ども・若者に関する自殺対策の推進													
(1) 学校における支援	1 学校内における相談体制の充実	P.43	学校教育部	指導室		14校全校において、生活指導部等を中心に組織的な相談体制を整え、児童・生徒のSOSをきめ細やかに把握する。また、校内連絡会を定期的に開催することで、児童・生徒の些細な変化を共有する。	14校全校が教育相談に関する組織を設置し、児童・生徒の状況把握をきめ細やかに推進する体制を整えた。校内における連絡会を定期的にも実施することもできた。	実施	引き続き各校の体制を維持し、児童・生徒の状況をきめ細やかに把握し、組織的に問題解決を図ることができるように努める。	14校全校において、生活指導部等を中心に組織的な相談体制を整え、児童・生徒のSOSをきめ細やかに把握する体制を整えた。校内における連絡会を定期的にも実施することもできた。	引き続き各校の体制を維持し、児童・生徒の状況をきめ細やかに把握し、組織的に問題解決を図ることができるように努める。	実施	引き続き各校の体制を維持し、児童・生徒の状況をきめ細やかに把握し、組織的に問題解決を図ることができるように努める。
(1) 学校における支援	2 教員向け研修の充実	P.43	学校教育部	指導室		自殺の増加が懸念される長期休業前に自殺防止に資する取組のポイントに記載した通知文を指導室から各校へ発出し、教員の啓発を行う。また、生活指導主任研修会において、いじめ防止対策やSOSの出し方指導等に関する研修を実施する。	毎学期末に通知文を発出し、教員への実施を行った。年間11回の生活指導主任研修会において、いじめに係る情報交換を実施したほか、指導主事による研修を3回実施した。	実施	令和3年4月より施行される「小金井市いじめ防止対策推進条例」の理解促進に資する研修を実施する。	自殺の増加が懸念される長期休業前に自殺防止に資する取組のポイントに記載した通知文を指導室から各校へ発出し、教員の啓発を行う。また、生活指導主任研修会において、いじめ防止対策やSOSの出し方指導等に関する研修を実施する。	引き続き「小金井市いじめ防止対策推進条例」「小金井市いじめ防止基本方針」を基にした、いじめの防止等に資する研修を実施する。	実施	引き続き「小金井市いじめ防止対策推進条例」「小金井市いじめ防止基本方針」を基にした各校のいじめ防止策の充実につなげる。
(1) 学校における支援	3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	P.43	学校教育部	指導室		全校に都費負担スクールカウンセラーを週1日、市費負担スクールカウンセラーを週1～2日配置し児童・生徒が直接相談しやすい体制を整える。また、4名のスクールソーシャルワーカーにより全校に週1日派遣できる体制を整える。	スクールカウンセラーを全校に週2日以上配置し、相談体制を整えることができた。今年度からスクールソーシャルワーカーを2名増員し、計4名で全校週1回訪問する体制も整った。	実施	引き続き体制を維持し、誰もが気軽に相談できる環境を整える。	全校に都費負担スクールカウンセラーを週1日、市費負担スクールカウンセラーを週1～2日配置し児童・生徒が直接相談しやすい体制を整える。また、4名のスクールソーシャルワーカーにより全校に週1日派遣できる体制を整える。	引き続き体制を維持し、誰もが気軽に相談できる環境を整える。	実施	引き続き体制を維持し、誰もが気軽に相談できる環境を整える。
(1) 学校における支援	4 いじめ防止対策	P.44	学校教育部	指導室		年3回いじめの未然防止に資する授業を実施する。また年2回のアンケート調査によりいじめの早期発見・早期対応に努める。年間を通じて繰り返しSOSの出し方を児童・生徒に周知する。	年3回いじめ防止授業に加え、各校でいじめの未然防止に資する取組を推進することができた。SOSの出し方の周知は実施したが、今後さらに拡充する必要がある。	実施	令和3年4月より施行される「小金井市いじめ防止対策推進条例」に則り、小金井市いじめ防止基本方針を改訂し、各校のいじめ防止策の充実につなげる。	年3回いじめの未然防止に資する授業を実施する。また年2回のアンケート調査によりいじめの早期発見・早期対応に努める。年間を通じて繰り返しSOSの出し方を児童・生徒に周知する。	引き続き「小金井市いじめ防止対策推進条例」「小金井市いじめ防止基本方針」を基にした各校のいじめ防止策の充実につなげる。	実施	引き続き「小金井市いじめ防止対策推進条例」「小金井市いじめ防止基本方針」を基にした各校のいじめ防止策の充実につなげる。
(2) 見守り・支援体制の強化	1 青少年問題協議会	P.44	子ども家庭部	児童青少年課		令和元年度に子どもの権利の視点から自己肯定感や悩みに対する子どもの意識調査を実施したため、その調査結果について分析を行い、令和3年6月に啓発リーフレットを保護者等に配布することとした。また、小金井の子どもを取り巻く現状について情報交換した。	調査から確認できた子どもの悩みなどの現状と、コロナ禍で生活が一変したことを受け、「子どもの想いをきくこと」の重要性について、特に保護者に向けて啓発することとし、家族の対話を促すことで子どもの不安軽減の一助とすることとした。(発行は次年度)	100%	今後も引き続き、青少年の指導育成、保護及び矯正に関する必要な事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整を行うことで関係者間の連携を強化していく。	「子どもの想いをきくこと」の重要性に関する啓発リーフレットを13,000部作成し、保護者等に配布した。	家族の対話を促すことで、コロナ禍における子どもの不安軽減の一助とすることができた。	実施	今後も引き続き、青少年の指導育成、保護及び矯正に関する必要な事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整を行うことで関係者間の連携を強化していく。
(2) 見守り・支援体制の強化	2 教育相談事業	P.44	学校教育部	指導室		教育相談所に相談員や臨床心理士を配置し、児童・生徒が悩みや心配事を直接相談できる場を設ける。また教育相談所が学校やその他の機関と連携することで問題への対応が充実するように努める。	教育相談所において、児童・生徒の悩みや心配事について直接相談を受けることができた。(令和2年度 相談件数 848件) 関係機関との連携強化が課題。	一部課題あり	引き続き体制を維持し、児童・生徒の悩みや心配事に対応する他、もくせい教室との連携を強化する。	教育相談所に相談員や臨床心理士を配置し、児童・生徒が悩みや心配事を直接相談できる場を設ける。また教育相談所が学校やその他の機関と連携することで問題への対応が充実するように努める。	教育相談所において、児童・生徒の悩みや心配事について直接相談を受けることができた。(令和3年度 相談件数 1152件) 関係機関との連携強化が課題である。	一部課題あり	引き続き体制を維持し、児童・生徒の悩みや心配事に対応する他、もくせい教室との連携を強化する。
(2) 見守り・支援体制の強化	3 もくせい教室の設置	P.44	学校教育部	指導室		不登校の児童・生徒の居場所として、もくせい教室において学習や集団適応の支援を行い、一人一人の社会的自立につなげる。	もくせい教室が不登校児童・生徒の居場所としての機能を果たし、社会的自立に資する支援を行うことができた。(令和2年度在籍児童・生徒数 67名) 機能の拡充と環境整備が課題。	一部課題あり	東京学芸大学と連携し、もくせい教室の環境改善を促進することで、不登校児童・生徒の居場所としての機能をさらに拡充する。	不登校の児童・生徒の居場所として、もくせい教室において学習や集団適応の支援を行い、一人一人の社会的自立につなげる。	もくせい教室が不登校児童・生徒の居場所としての機能を果たし、社会的自立に資する支援を行うことができた。(令和3年度在籍児童・生徒数 119名) 9月より東京学芸大学内への完全移転に向けての試行を開始した。機能の拡充と環境整備が課題である。	一部課題あり	東京学芸大学と連携し、もくせい教室の環境改善の促進と体験活動の充実を図ることで、不登校児童・生徒の居場所としての機能をさらに拡充する。
(2) 見守り・支援体制の強化	4 若者コーナーの運営と活用	P.44	生涯学習部	公民館		図書館貫井北分室・公民館貫井北分館連携事業として、市民を対象に社会問題や人権問題に関連した講座を開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため応募人数を半数とし、14人が受講した。	受講者がそれぞれの地域や立場で、心構えやスキルを学べた。	1回実施(9/27)	世界自殺予防デー、自殺予防週間に合わせ、年1回9月の実施を予定。	9/11(日)午前10時から正午まで「いのちを守るゲートキーパーになるうーゲートキーパー養成講座」を開催	予定どおり実施することができた。定員16人のうち、参加者6人(応募7人)だった。担当職員3人も参加者と一緒にロールプレイを通じてゲートキーパーを実践する。	100%	WHOが定める「世界自殺予防デー」、自殺対策基本法が定める「自殺予防週間」、東京都が定める「自殺対策強化月間」に合わせ、9月10日(土)の実施を予定。
重点施策2 高齢者に関する自殺対策の推進													
(1) 高齢者の生活を支える取組	1 地域包括支援センター総合相談支援業務	P.45	福祉保健部	介護福祉課		高齢者の総合相談窓口として、市と連携し、市内の高齢者福祉の向上を図った。また、地域包括支援センターの運営に関する専門委員会内で、包括支援センターの機能評価を語り、業務内容の改善につなげた。	今後の高齢者人口の増加やそれに伴う業務負担の増加に対して、常に改善を図っていく必要がある。	実施	引き続き、高齢者の総合相談窓口として周知を行い、市と連携し、市内の高齢者福祉の向上を図る。	高齢者の総合相談窓口として、市と連携し、市内の高齢者福祉の向上を図った。また、地域包括支援センターの運営に関する専門委員会内で、包括支援センターの機能評価を語り、業務内容の改善につなげた。	引き続き、高齢者の総合相談窓口として周知を行い、市と連携し、市内の高齢者福祉の向上を図る。	実施	引き続き、高齢者の総合相談窓口として周知を行い、市と連携し、市内の高齢者福祉の向上を図る。
(1) 高齢者の生活を支える取組	2 高齢者権利擁護事業	P.45	福祉保健部	介護福祉課		養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有などのネットワークを構築している。また、「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を用いて関係機関に対応の周知を行った。虐待により緊急の分離を必要とする高齢者に対して、入所措置等を行った。	虐待事例の対応や事例検討会の中で、高齢者虐待、またその支援について、マニュアルを用いて地域包括支援センター職員と理解を深めることができ、その上で市職員や地域包括支援センターが関係機関と連携して対応した。	事例検討会 年2回実施	関係機関と情報共有などのネットワークの強化に努める。また、介護事業者等に対して、早期発見の重要性や通報義務について情報提供を図る。高齢者虐待についてより広く市民の理解を得るために引き続き啓発していく。今後も事例検討会を継続し地域包括支援センター全体で知識を共有し対応力の向上を図る。	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有などのネットワークを構築している。また、「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を用いて関係機関に対応の周知を行った。虐待により緊急の分離を必要とする高齢者に対して、入所措置等を行った。	虐待事例の対応や事例検討会の中で、高齢者虐待、またその支援について、マニュアルを用いて地域包括支援センター職員と理解を深めることができ、その上で市職員や地域包括支援センターが関係機関と連携して対応した。	事例検討会 年2回実施	関係機関と情報共有などのネットワークの強化に努める。また、介護事業者等に対して、早期発見の重要性や通報義務について情報提供を図る。高齢者虐待についてより広く市民の理解を得るために引き続き啓発していく。今後も事例検討会を継続し地域包括支援センター全体で知識を共有し対応力の向上を図る。
(1) 高齢者の生活を支える取組	3 友愛活動事業	P.45	福祉保健部	介護福祉課		友愛活動活動員 6人、準友愛活動活動員 2人 友愛活動利用者数 8人、準友愛活動利用者数 11人	新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の友愛活動事業の申込みについては、電話訪問のみの準友愛活動事業(委託事業者のシルバー人材センター会員が準友愛活動員となる。)の受付をすることとしている。当初より友愛活動事業をご利用の方については、継続して友愛活動員の訪問(電話訪問も含む)を続けている。以上により、高齢者の安否確認・孤独感の解消等について継続した事業実施ができています。	引き続き、友愛活動により、ひとりぐらし高齢者等の安否確認、孤独感の解消等を図ります。なお、準友愛活動から友愛活動への移行については、新型コロナウイルス感染症が収束してからになる予定です。	100%	引き続き、友愛活動により、ひとりぐらし高齢者等の安否確認、孤独感の解消等を図ります。友愛活動活動員 6人、準友愛活動活動員 2人、友愛活動利用者数 6人、準友愛活動利用者数 11人	令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の友愛活動事業の申込みについては、電話訪問のみの準友愛活動事業の受付をすることとし、当初より友愛活動事業をご利用の方については、継続して友愛活動員の訪問(電話訪問も含む)を続けていることにより、ひとりぐらしの高齢者や日中独居の高齢者の安否確認・孤独感の解消等について継続した事業実施ができています。	100%	引き続き、友愛活動により、ひとりぐらし高齢者等の安否確認・孤独感の解消等を図ります。友愛活動活動員 6人、準友愛活動活動員 2人、友愛活動利用者数 6人、準友愛活動利用者数 11人
(2) 高齢者の健康づくりに向けた支援	1 高齢者食の自立支援事業	P.46	福祉保健部	介護福祉課		・食の自立支援事業 25,011食(271人)(65歳以上で介護の要支援以上の方に夕食を配達する) ・緊急配食サービス 33食(8人)(退院などの理由で1週間程度夕食を配達する)	配食を利用すると、利便性により外出の機会が減ることから、以前は会食会を開き、近場を散策した後、利用者同士で食事を摂ることで、外出の契機とし生きがいを支えていたが、令和2月11日以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、会食会を茶話会に変更し実施している。令和2年2月から10月までは休止となっていたため評価できると考えている。	引き続き、配食サービスによるひとりぐらし高齢者等の安否確認、また、茶話会による外出の契機とし生きがいを支えていたが、令和2月11日以降は、新型コロナウイルス感染症が収束してからになる予定です。	100%	・食の自立支援事業 24,099食(268人)(65歳以上で介護の要支援以上の方に夕食を配達する) ・緊急配食サービス 11食(3人)(退院などの理由で1週間程度夕食を配達する)	食事の用意が困難なひとりぐらしまたは高齢者のみの世帯に対し、対面で定期的に配食のサービスを行うことにより、外部との接触を図り、安否確認を行っている。	100%	引き続き、配食サービスによるひとりぐらし高齢者等の安否確認を行っている。

(2) 高齢者の健康づくりに向けた支援	2 健康づくりフォローアップ指導事業	P.46	福祉保健部	健康課	いきいき健康教室(歯と栄養)1回実施。参加者5名。 糖尿病予防教室 2日間 参加者14名(延べ)。 ボディメイク教室 2日間 参加者15名(延べ)。 いきいき健康教室(運動)1回実施 参加者10名。 血管若返り教室 1回実施 参加者8名。 糖尿病予防教室(復習会・調理)、糖尿病予防教室(運動)、親子健康教室、骨粗しょう症予防教室：新型コロナウイルス感染症予防のため中止。	新型コロナウイルス感染症予防のため中止した教室がある。感染症予防対策を行い、事業を実施した。	縮小して実施	継続。感染症予防対策を取り参加者を募る。	いきいき健康教室2回実施。参加者13名。 糖尿病予防教室 2日間 参加者19名(延べ)。 ボディメイク教室 2日間 参加者18名(延べ)。 骨粗しょう症予防教室1回実施 参加者16名(延べ)。 糖尿病予防教室(復習会・調理)、親子健康教室、血管若返り教室は新型コロナウイルス感染症予防のため中止。	新型コロナウイルス感染症予防のため中止した教室がある。感染症予防対策を行い、事業を実施した。	実施	引き続き
(2) 高齢者の健康づくりに向けた支援	3 成人健康相談	P.46	福祉保健部	健康課	成人を対象に。血圧、体脂肪測定のほか保健師への健康相談を行う。また内科、整形外科、眼科、婦人科などの医師が個別に相談を行う。 年6回。参加者12名。	全6回、感染症予防対策を取りながら実施できた。	実施	年6回、継続実施。	成人を対象に血圧、体脂肪測定のほか保健師への健康相談を行う。また内科、整形外科、眼科、婦人科などの医師が個別に相談を行う。年6回。参加者14名。	全6回、感染症予防対策を取りながら実施した。	実施	
重点施策3 生活困窮者に関わる自殺に対する対策の推進												
(1) 生活困窮者の生活を支える取組	1 住宅確保給付金	P.47	福祉保健部	地域福祉課	離職・休業に伴う収入減少により住宅を失うおそれのある方等に、家賃相当額(上限あり)を市から住宅の貸主に支給した。	給付金の支給により、住宅の確保及び就職活動の支援を行うことができた。	100%	引き続き制度周知を図り、住宅の確保及び就職活動の支援を図っていく。	離職・休業に伴う収入減少により住宅を失うおそれのある方等に、家賃相当額(上限あり)を市から住宅の貸主に支給した。	給付金の支給により、住宅の確保及び就職活動の支援を行うことができた。	100%	引き続き制度周知を図り、住宅の確保及び就職活動の支援を図っていく。
(1) 生活困窮者の生活を支える取組	2 生活保護各種扶助事務	P.47	福祉保健部	地域福祉課	法令、国通知に基づき保護申請者、受給者に対し各種扶助の支給を行った。	定められている内容について、概ね受給者のニーズに沿った対応ができた。	100%	引き続き法令に沿った支援について最大限効果があげられるよう最大限努力していく。	法令、国通知に基づき保護申請者、受給者に対し各種扶助の支給を行った。	定められている内容について、概ね受給者のニーズに沿った対応ができた。	100%	引き続き法令に沿った支援について最大限効果があげられるよう最大限努力していく。
(1) 生活困窮者の生活を支える取組	3 法外援護事務	P.47	福祉保健部	地域福祉課	条例、要綱等に沿い、受給者に対し各種扶助の支給を行った。	定められている内容について、概ね受給者のニーズに沿った対応ができた。	100%	引き続き規定に沿った支援について最大限効果があげられるよう最大限努力していく。	条例、要綱等に沿い、受給者に対し各種扶助の支給を行った。	定められている内容について、概ね受給者のニーズに沿った対応ができた。	100%	引き続き規定に沿った支援について最大限効果があげられるよう最大限努力していく。
(2) 自立に向けた支援	1 納税相談における生活困窮者等支援機関への相談・案内	P.48	市民部	納税課	福祉総合相談窓口のチラシを窓口を設置し、納税相談において生活困窮に陥っていることが懸念される相談者に対して、福祉総合相談窓口を案内している。	福祉総合相談窓口での相談により、家賃助成や生活資金融資の制度利用につながった事例があり、一定の成果を挙げている。	実施	実施を継続していく。	福祉総合相談窓口のチラシを窓口を設置し、納税相談において生活困窮に陥っていることが懸念される相談者に対して、福祉総合相談窓口を案内している。	福祉総合相談窓口での相談により、家賃助成や生活資金融資の制度利用につながった事例があり、一定の成果を挙げている。	実施	実施を継続していく。
(2) 自立に向けた支援	2 生活困窮者自立相談支援事業	P.48	福祉保健部	地域福祉課	生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な相談支援を行った。	福祉総合相談窓口と一体的に様々な相談を受け付け、課題解決に向けた支援を行うことができた。	100%	福祉総合相談窓口との一体的な取組を継続し、必要な場合には適切な支援先につなぐ体制を強化する。	生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な相談支援を行った。	福祉総合相談窓口と一体的に様々な相談を受け付け、課題解決に向けた支援を行うことができた。	100%	福祉総合相談窓口との一体的な取組を継続し、必要な場合には適切な支援先につなぐ体制を強化する。
(2) 自立に向けた支援	3 生活困窮者学習支援事業	P.48	福祉保健部	地域福祉課	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行った。	対象家庭における子どもの進学支援、保護者に対する養育支援を行った。	100%	引き続き貧困の連鎖を防止するため、必要な支援を行っていく。	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行った。	対象家庭における子どもの進学支援、保護者に対する養育支援を行うことができた。	100%	引き続き貧困の連鎖を防止するため、必要な支援を行っていく。
(2) 自立に向けた支援	4 生活保護施行に関する事務	P.48	福祉保健部	地域福祉課	事務に必要な予算を確保した。	適正な事務執行を行うことができた。	100%	引き続き適正な支援を行うために必要な予算について、適正に算出し、効率よく対応できるよう最大限努力していく。	事務に必要な予算を確保した。	適正な事務執行を行うことができた。	100%	引き続き適正な支援を行うために必要な予算について、適正に算出し、効率よく対応できるよう最大限努力していく。
重点施策4 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進												
(1) 就労に向けた支援	1 就労支援事業	P.49	市民部	経済課	東京しごとセンターと連携し、就職セミナー・面接会を開催するとともに、こがねい仕事ネットや市報等を通じて東京しごとセンターやハローワークが開催する面接会、相談会、セミナーの情報、就労に関する情報提供を行った。	面接会やこがねい仕事ネットを通じて採用につながったケースが一定数見られるなど、効果をあげている。	3回実施(東京しごとセンター共催面接会)	引き続き就職セミナー・面接会を開催するとともに、市報やHP等での周知を行う。	東京しごとセンターと連携し、就職セミナー・面接会を開催するとともに、こがねい仕事ネットや市報等を通じて東京しごとセンターやハローワークが開催する面接会、相談会、セミナーの情報、就労に関する情報提供を行った。	面接会やこがねい仕事ネットを通じて採用につながったケースが一定数見られるなど、効果をあげている。	3回実施(東京しごとセンター共催面接会)	引き続き就職セミナー・面接会を開催するとともに、市報やHP等での周知を行う。
(1) 就労に向けた支援	2 母子家庭等自立支援給付金事業	P.49	子ども家庭部	子育て支援課	高等職業訓練促進給付金 2件(前年比△2件) 高等職業訓練修了支援給付金 1件(前年同様) 自立支援教育訓練給付金 3件(前年比+3件) 高等学校卒業程度認定試験合格支援受講終了時給付金 0件(前年比△1件) 高等学校卒業程度認定試験合格時給付金 1件(前年比+1件)	おおよそ例年通りに事業を実施することができた。	実施	今後も対象者に対し給付を実施していく。また、Twitter等での広報活動に努め、対象者へ適切に周知する。	高等職業訓練促進給付金 1件(前年比△1件) 高等職業訓練修了支援給付金 1件(前年同様) 自立支援教育訓練給付金 0件(前年比△3件) 高等学校卒業程度認定試験合格支援受講終了時給付金 0件(前年同様) 高等学校卒業程度認定試験合格時給付金 0件(前年比△1件)	おおよそ例年通りに事業を実施することができた。	実施	今後も対象者に対し給付を実施していく。また、Twitter等での広報活動に努め、対象者へ適切に周知する。
(1) 就労に向けた支援	3 母子・父子自立支援員設置事業	P.49	子ども家庭部	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 0件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 478件	経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 プログラム策定件数については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えたことから、減少傾向にある。令和2年度の件数は0件となったが、これは就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、迅速にハローワーク等につないだ結果である。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐこととは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。 (前年比) プログラム策定件数 同数 母子・父子自立支援員相談件数△629件	実施	母子及び父子並びに専婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 3件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 474件	経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 プログラム策定件数については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えたことから、減少傾向にある。令和3年度の件数は3件となったが、これは就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、迅速にハローワーク等につないだ結果である。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐこととは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。 (前年比) プログラム策定件数 同数 母子・父子自立支援員相談件数△4件	実施	母子及び父子並びに専婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。
(2) 経営の安定に向けた支援	1 小口事業資金融資あっせん制度	P.50	市民部	経済課	地元商工業者等の事業育成のため、融資のあっせんを行い、貸付利子及び保証料の一部補助を行う事業を実施し、経営難・資金難等を抱える経営者の問題の解消を図った。	一定数が融資実行に至った。	31件(融資実行件数)	引き続き融資あっせんを行う。	地元商工業者等の事業育成のため、融資のあっせんを行い、貸付利子及び保証料の一部補助を行う事業を実施し、経営難・資金難等を抱える経営者の問題の解消を図った。	一定数が融資実行に至った。	165件(融資実行件数)	引き続き融資あっせんを行う。